

# 全国労働衛生週間準備期間が 始まります！

## (1) 管内の労働災害発生状況

令和5年7月末現在における銚子監督署管内（銚子市、旭市、匝瑳市、東庄町）における休業4日以上労働災害の発生状況（新型コロナウイルス感染を除く。）は、92件と前年比+5件の状況となっております。中でも、全業種を通じて、転倒災害、腰痛等の労働者の作業行動に起因する災害が多発（全災害の約4割）しています。

第14次労働災害防止計画では、「死傷災害について、2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022年と比較して2027年までに減少に転じさせること」を目標としております。

事業場の皆様におかれましては、労働災害の防止に向けた取り組みを積極的に進めていただくようお願いいたします。

## (2) 全国労働衛生週間準備期間が始まります

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

事業者の皆さまへ

### 第74回 全国労働衛生週間

2023（令和5）年10月1日（日）～7日（土）【準備期間：9月1日～30日】

全国労働衛生週間スローガン

目指そうよ二刀流  
こころとからだの健康職場

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

#### 準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょ

- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 職場における転倒・腰痛災害の予防対策
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 職場の受動喫煙防止対策
- 治療と仕事の両立支援対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- テレワークでの労働者の作業環境、健康確保
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 女性の健康課題への取組

#### 全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

### 《令和5年度の全国労働衛生週間の概要》

実施期間：令和5年10月1日（日）～7日（土）

〔準備期間：令和5年9月1日～30日〕

全国労働衛生週間スローガン：

「目指そうよ二刀流  
こころとからだの健康職場」

詳細（実施要綱等）につきましては、  
以下をご参照下さい。

（厚生労働省ホームページ）



（千葉労働局ホームページ）

全国労働衛生週間特設ページ  
取組のための情報、支援内容が  
まとめられております。



### (3) 治療と仕事の両立支援の取組

疾病を抱える労働者の中には働く意欲や能力があるにもかかわらず、職場内において、入院・通院をはじめとする治療と仕事の両立を可能にする環境が整っていないために、治療を中断してしまうケース、仕事を継続することが困難となり離職を余儀なくされるケースも少なくありません。

「治療と仕事の両立支援」とは、疾病を抱えながらも、働く意欲・能力のある労働者が、仕事を理由として治療機会を逃すことなく、また、治療の必要性を理由として職業生活の継続を妨げられることなく、適切な治療を受けながら生き生きと働き続けられる社会を目指す取り組みです。

治療と仕事の両立支援のため、働きやすい環境整備を進めましょう。

[ 治療と仕事の両立支援ナビ 情報ポータルサイト ]



[ 治療と仕事の両立支援 千葉労働局版ページ ]



事業場の人事労務・安全衛生ご担当のみなさまへ

## 病気でも働き続けてほしい

～働きたい人の気持ちに応援したい～

働き方改革のひとつ

# 治療と仕事の両立支援

のため、働きやすい環境整備を進めましょう。

### 事業者のメリットとは？

- 「健康経営」の実現
- 労働者の健康確保
- 継続的な人材の確保
- 労働者のモチベーション向上による人材定着・生産性向上

### 環境整備のポイントとは？

- ① 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知  
治療と仕事の両立支援に取り組むにあたっての基本方針や事業場内ルールを作成し、治療と仕事の両立を実現しやすい職場風土を醸成しましょう。
- ② 研修等による両立支援に関する意識啓発  
全ての労働者や管理職に研修等を行い、意識啓発を図りましょう。
- ③ 相談窓口等の明確化  
労働者からの申し出を原則とすることから、労働者が安心して相談や申し出を行えるよう、相談窓口を明確にしておきましょう。
- ④ 両立支援に関する制度・体制等の整備  
短時間の休暇取得を可能とする等、休暇制度や勤務制度について、治療のための配慮を行ったものを導入しましょう。

### (4) 騒音障害防止のためのガイドラインが改訂となりました

平成4年に策定された「騒音障害防止のためのガイドライン」が、策定後における技術の発展や知見の蓄積もあることなどの状況も踏まえ、従来からの騒音障害防止対策が見直され、令和5年4月に改訂されました。

今後は、改訂されたガイドラインにより騒音障害防止対策に取り組んでいただくようお願いいたします。

リーフレット



ガイドライン



#### ガイドライン改訂の主なポイント

- 騒音障害防止対策の管理者の選任を追加  
管理者を選任して、組織的にガイドラインに基づく対策を実施しましょう。
- 騒音レベルの新しい測定方法（個人ばく露測定と推計）の追加
- 聴覚保護具の選定基準の明示  
JIS T8161-1に基づき測定された遮音値を目安とし、必要かつ十分な遮音値のものを選定するよう追加しました。
- 騒音健康診断の検査項目の見直し  
定期健康診断（騒音）における4000ヘルツの聴力検査の音圧を、40dBから25dBおよび30dBに変更しました。  
雇入れ時または配置替え時や、定期健康診断（騒音）の二次検査での聴力検査に、6,000ヘルツの検査を追加しました。